

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

## 格差と社会保障のあり方に関する研究

平成 19 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 駒村 康平

平成 20(2008)年 3 月

## 参加研究者名簿

### 主任研究者

駒村 康平（慶應義塾大学 経済学部 教授）

### 分担研究者

菊池 馨実（早稲田大学 法学学術院 教授）

沼尾 波子（日本大学 経済学部 准教授）

丸山 桂（成蹊大学 経済学部 准教授）

山田 篤裕（慶應義塾大学 経済学部 准教授）

### 研究協力者

四方 理人（慶應義塾大学 経商連携 COE プログラム 研究員）

田中 聡一郎（慶應義塾大学 経済学研究科 博士課程）

道中 隆（大阪府 堺市健康福祉局 福祉推進部、大阪府立大学 大学院 ）

（所属・肩書は平成 20 年 2 月末現在）

—目次—

参加研究者名簿..... 3

**第1部 平成19年度 総括研究報告書・分担研究報告書**

格差と社会保障のあり方に関する研究

統括研究報告書	駒村 康平（主任研究者）	7
分担研究報告書	駒村 康平	11
分担研究報告書	菊池 馨実	13
分担研究報告書	沼尾 波子	15
分担研究報告書	丸山 桂	17
分担研究報告書	丸山 桂・駒村康平	19
分担研究報告書	山田 篤裕	21

**第2部 平成19年度 分担研究報告**

序章：総論—格差と社会保障のあり方に関する研究—（駒村 康平）  
..... 23

I. 経済・社会環境の変化と社会保障制度・所得保障制度への評価

(1) 格差・貧困と社会

(2) 社会保障制度・所得保障制度への評価

II. 実証分析に向けた準備—貧困状態の測定について

(1) 貧困の概念・とらえ方・定義

(2) 経済的な貧困基準

(3) 貧困分析のための統計・分析

III. ヒアリング調査からわかった生活保護制度の現状と課題

(1) 生活保護統計の分析

(2) 福祉事務所・自治体調査

IV. 総括

第1章： 貧困基準の重なり—OECD 相対的貧困基準と生活保護基準の重なり—  
（山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平） ..... 55

I. はじめに

II. 全国消費実態調査における相対的貧困と低所得層

III. 相対的貧困基準と生活保護基準の重なり

IV. 純資産額の考慮による要保護世帯の変動

V. 結びにかえて

第2章： 自営業者のリスクと社会保障ニーズ (丸山 桂・駒村 康平) ..... 69

I. はじめに

II. 先行研究

III. 本調査の概要

IV. 自営業者の生活に対する不安感

V. 自営業者と社会保障ニーズ

VI. 生活保護モラルハザードの検証

VII. おわりに

第3章： 就業形態の多様化と防貧機能強化としての社会保険適用拡大 (丸山 桂)  
..... 85

I. はじめに

II. 生活保護被保護世帯の現状と就業環境

III. 非正規労働者の増加と社会保険

IV. 社会保険の適用拡大の国際的動向

V. 社会保険の適用拡大の効果の検証

VI. おわりに

第4章： 所得格差拡大は「みせかけ」か？－世帯主年齢別所得格差の収入源泉別寄与度分解－ (四方 理人) ..... 109

I. はじめに－所得格差は拡大したか？－

II. 先行研究と分析課題－世帯所得と世帯員所得－

III. 分析方法－世帯所得のジニ係数の変化の要素所得による寄与度分解－

IV. 分析結果－世帯主年齢別所得格差の収入源泉別寄与度分解－

V. まとめ

第5章： 給付つき税額控除 - ニュージーランドの事例 (田中 聡一郎) ..... 123

I. はじめに

II. Working for Families (2004～2007)

III. 現状と政策効果

IV. おわりに

第6章：生活保護率のストック・フロー分析（四方 理人・田中 聡一郎） .....	137
I. はじめに	
II. 保護率・開始率・廃止率の長期的推移	
III. 保護率のストック分析―世帯類型別保護率と世帯割合の寄与度分解	
IV. 保護率のフロー分析―開始率と保護継続期間の寄与度分解	
V. おわりに	
第7章：自治体の生活保護行政をめぐる現状と課題（沼尾 波子）.....	153
I. はじめに	
II. 行政改革と自治体の生活保護行政	
III. 自立支援プログラムの推進と自治体の対応	
IV. 残された課題	
第8章：ホームレス自立支援の結果と今後の課題―S市における取組みの実践からみえてくるもの―（道中 隆） .....	169
I. はじめに	
II. 研究の視点及び方法	
III. 結果	
IV. 考察	
第9章：社会保障の規範的基盤と生活保護制度（菊池 馨実） .....	195
I. はじめに	
II. 社会保障の規範的基盤	
III. 生活保護のあり方	
IV. 最近の政策動向	
V. 「自立支援」に向けた検討課題	
VI. むすびにかえて	
<b>第3部 平成19年度 研究成果の刊行に関する一覧表 .....</b>	<b>203</b>
付属資料（「暮らしに関するアンケート」調査概要） .....	205

**第1部 平成19年度 総括研究報告書・分担研究報告書**

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

総括研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

主任研究者 駒村康平 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

本研究は、低所得・貧困指標を用いた実証研究を行い、格差・貧困の拡大と経済・社会の相互関係を分析し、生活保護制度に関する政策含意を得ることを目的とする。研究は、1) 低所得者・貧困率の実証研究、2) 格差・貧困および所得保障政策にかんする内外の研究サーベイ、3) 貧困と社会・経済の相互関係、4) 最低所得保障政策にかんする新しい考え方と生活保護制度をめぐる地方自治体の役割などへの政策含意、の4本の柱から構成される。

分担研究者

菊池馨実 早稲田大学法学学術  
院 教授

沼尾波子 日本大学経済学部  
准教授

丸山桂 成蹊大学経済学部  
准教授

山田篤裕 慶應義塾大学経済学  
部 准教授

おける近年の研究発展は著しいとはいえ、格差・貧困の原因ならびにそれがもたらす帰結について、まだ知られざる部分が大きく、事実に基づく政策的含意を難しくしている。

したがって、本研究の目的は、1) 所得・資産格差、低所得者・貧困率の実証研究、2) 格差・貧困および所得保障政策に関する内外の研究サーベイ、3) 所得・資産格差および貧困と社会・経済の相互関係を明らかにし、4) 最低所得保障政策にかんする新しい考え方と生活保護制度をめぐる国と地方自治体の役割分担など、生活保護制度の新しい在り方に関する政策含意を引き出すことである。

本研究の成果として、1) 地域間格差と貧困の地理的偏在、2) 低所得・貧困状態の継続・ダイナミクスに関する検証、3) 貧困水準の検証、4) 資産の格差、低所得者向け政策における資産の取り扱い、5) 就労・社会参加と最低所得保障の関係、6)

A. 研究目的

従来の格差や貧困研究は、その測定・分析を中心としているため、具体的な最低所得保障政策や生活保護改革への提案は多くない。しかし、現実には、三位一体改革や増加する低所得者、家族や就労形態の変化のなかで、生活保護制度を含めた貧困・低所得者政策の改革の必要性が増しており、事実に基づく具体的な施策に関する研究が必要である。

格差・貧困の広がりにかんするわが国に

自営業等の生活・所得実態について有益な基礎的資料を提供できるものと期待される。

## B. 研究方法

われわれの関心は、経済活動と両立可能な低所得者向け所得保障政策にあり、分野横断的研究を目指す。とりわけ最低所得保障水準やそれと自立支援政策の位置づけには、それが憲法25条の生存権保障と密接な結びつきを有することから法律学的なアプローチが不可欠であり、経済学的な実証分析の基礎付けとともに法学による双方向的な基礎付けを行う。また格差・貧困にかんする実証分析は、たんなる統計解析にとどまらず、地方自治体の協力を得ながら地域の実態調査も行う。

### (倫理面への配慮)

倫理面に抵触する研究内容ではないため、とくに問題とはならないものと思料する。

## C. 研究結果

本研究の1年度目は、基礎的研究のサーベイ、実証分析のための準備という目的は十分に達成した。

## D. 考察

上記の問題意識にもとづき、研究報告が分担研究者・研究協力者から提出された。詳細はG.参照の論文概要を参照せよ。

## E. 結論

今年度の成果に基づき、基礎的なデータ・情報が確保できた。次年度では、実証分析と自治体ヒヤリング及びデータ分析を行い、所得保障政策に対するインプリケー

ションを提示する。

## F. 健康危険情報

該当するものはない。

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

『平成19年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)格差と社会保のあり方に関する研究』

分担研究者分

駒村(2008)「「貧困・所得保障に関する研究動向(解題)」: 貧困概念・基準・尺度に関する研究をサーベイし、生活保護制度最低所得基準でみた2004年の貧困率を推計した。そのほか、研究総論をまとめた。

菊池(2008)「社会保障の規範的基盤と生活保護制度の研究」: 憲法13条を社会保障の究極的な規範的根拠とする法理論の見地から、現行生活保護制度や、2004年「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」を検討し、今後生活保護制度のあるべき方向性を明らかにするための準備作業を行った。

沼尾(2008)「自治体の生活保護行政をめぐる現状と課題」: 統計データを用いて全国自治体の公務員数や財政状況の分析を行った。また個別の自治体における決算書や報告書等の資料を収集するとともに、自治体へのヒヤリング調査を通じて、行政体制や財政状況の現状と課題について整理した。

丸山(2008)「就業形態の多様化と防貧機能強化としての社会保険適用拡大」: パート・アルバイトを対象とした個票調査を用いて、適用拡大による対象者数と労働時間の調整意向について分析を行った。防貧機能とし



での社会保険を強化するためには、適用拡大のハードルを下げるべきであろう。

丸山・駒村(2008)「自営業者のリスク認識と社会保障ニーズ」：自営業者の所得状況と社会保障に何を期待しているか調査、分析した。年金未加入・未納者が生活保護を期待しておりモラルハザードが発生している可能性を見いだした。このため、生活保護制度に年金控除を導入することを検討すべきであろう。

山田(2008)「貧困基準の重なり—OECD 相対的貧困基準と生活保護基準の重なり—」：OECD の相対的貧困基準と、生活保護基準の重なり、および貯蓄を考慮した場合の要保護世帯の変化を計測し、OECD の相対的貧困基準の汎用性について全国消費実態調査(2004年) 個票を用いて検討した。その結果、容易に計算可能なOECD の相対的貧困率でも、煩雑な計算が必要な生活保護基準による要保護世帯率の傾向を把握するには代用可能であることが明らかになった。

#### 研究協力者分

四方・田中(2008)「生活保護率のストック・フロー分析」：生活保護率のストックの側面とフローの側面から分析を行うことである。前者の分析として、世帯類型の構成の変化と世帯類型ごとの保護率の変化による保護率の寄与度分解を行い、後者の分析として保護の開始率と保護継続期間の変化による寄与度分解を行った。分析結果としては、1980年から95年にかけては開始率の低下により保護率が下降したが、95年から05年にかけての保護率の上昇局面においては、開始率の上昇と保護継続期間の長期化が起こっていることがわかった。

四方(2008)「所得格差拡大は「みせかけ」か?—世帯主年齢別所得格差の収入源泉別寄与度分解—」：所得格差の拡大が観察されないといわれている世帯主年齢別の世帯所得の格差について、全国消費実態調査の公表データから世帯員の所得源泉による寄与度分解を行った。その結果、1999年から2004年にかけては、どの年齢層においても、世帯主所得の格差拡大への寄与が観察されるが、30歳代40歳代の世帯においては、配偶者所得とその他の所得が世帯所得の縮小に寄与しているため、世帯所得の格差についての変化が小さいことがわかった。

田中(2008)「給付付き税額控除 - ニュージーランドの事例」：04~07年の改革によって拡充されることとなったニュージーランドの給付付き税額控除の制度概要と現状について、政府資料・統計調査、文献調査により整理紹介を行った。

道中(2008)「ホームレス自立支援の結果と今後の課題—S市における取組みの実践からみえてくるもの—」：自立支援事業について施設入所者の自由記述のアンケート調査や個票データ、各種の行政資料並びに先行研究を通じて把握分析を行った。その結果、入所者の低位学歴、就労自立の困難性、疾病構造の特徴と医療アクセス、住宅問題、スティグマなど現在のホームレス支援の在り方及び問題点、課題が明らかになった。

## 2. 学会発表

菊池馨実

日本法社会学会学術大会(2007年5月)

(於・新潟大学)

「社会福祉の再編と公共性——社会福祉法

人制度の存在意義をめぐって」(報告)  
日米法学会(2007年9月)(於・神戸大学)  
「高齢者法にみるアメリカの社会保障・総  
論」(報告)

田中聡一郎・四方理人

社会政策学会(2007年10月)(於・龍谷大学)  
「世帯類型からみた生活保護率の地域差の  
検証」(報告)

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）  
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「総論」

分担研究者 駒村康平 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

研究年度1年目の本年は、1) 基礎的資料・文献の検索、2) 基礎的統計資料の整備、分析、3) ヒアリング結果の要約を行った。本研究は、研究プロジェクト総論として、格差・貧困概念の整理、様々な貧困尺度に関する先行研究のサーベイ、最低生計費研究に関するサーベイを行った。このほか、2004年全国消費実態調査に基づく貧困率推計、自治体ヒアリング調査から明らかになった生活保護制度、自立支援政策の課題について整理した。

A. 研究目的

貧困概念は多様であり、その基準もいくつかある。貧困概念・基準・測定方法に関し、諸外国や先行研究をサーベイ、整理することが重要である。また、初年度として、貧困基準を生活保護の最低生活費とした場合の貧困率の推計を行った。このほか、生活保護制度の実態、課題について自治体ヒアリングを行った。

B. 研究方法

内外の関連文献の検索、研究、データに基づく実証分析、ヒアリング調査  
(倫理面への配慮)  
倫理面に抵触する研究内容ではないため、とくに問題とはならないものと思料する。

C. 研究結果

総論として以下のような構成となった。

I 問題意識

- (1) 研究目的・位置づけ
- (2) 1年目の報告書の位置づけ

II 1年目の要約

1. 経済・社会環境の変化と社会保障制度・所得保障制度への評価
  - (1) 格差・貧困と社会
  - (2) 社会保障制度・所得保障制度への評価
2. 実証分析に向けた準備－貧困状態の測定について
  - (1) 貧困の概念・とらえ方・定義
    - 1) いくつかの貧困 (Poverty) 概念
    - 2) Deprivation (剥奪概念)・Disadvantage
    - 3) 経済状況における貧困
    - 4) ライフコースと貧困
    - 5) 貧困問題の諸側面
    - 6) 貧困の地理的分布・住宅政策と貧困

## (2) 経済的な貧困基準

- 1) 経済的な貧困基準について
- 2) 相対的貧困基準と絶対貧困基準の再整理
- 3) 貧困基準としての Standard Budget (標準生計費)
- 4) 複数の貧困基準によるチェックの必要性

## (3) 貧困分析のための統計・分析

- 1) 日本における貧困基準の議論
- 2) 2004 年全国消費実態調査を使った貧困率の推計結果
3. ヒアリング調査からわかった生活保護制度の現状と課題
  - (1) 生活保護統計の分析
  - (2) 福祉事務所・自治体調査
    - 1) ヒアリング調査
    - 2) 福祉事務所職員アンケートによって確認できたこと
  - (3) 対人社会サービスとしての生活保護制度・福祉事務所の役割
  - (4) 低所得者向けの生活資金貸付制度と資産の問題
4. 1年目の総括

## D. 考察

貧困概念・貧困基準について、諸外国や先行研究を展望した。特に最低生計費、相対的剥奪基準、社会的コンセンサス基準、相対所得基準が重要であることを確認した。

## E. 結論

今年度は、生活扶助基準のみで全国消費実態調査から貧困率を推計した。この結果、1級地1の基準を最低所得とした場合に、

貧困率は8%程度となった。さらに資産保有条件や自動車保有条件をつけると貧困率は大幅に低下する。

次に、各自治体の保護率の違いは、経済、家族状態、年齢構成といった各自治体において共通要素がある一方、地域独特の要因も少なからぬ影響を与えている可能性があり、生活保護行政に関する詳細なデータを使った検証が必要である。

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

駒村康平(2007)「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』49(6)(通号 563) pp.48~60

駒村康平(2008 近刊)「貧困・所得保障に関する研究動向(解題)」『社会政策研究』9

### 2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）  
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「社会保障の規範的基盤と生活保護制度の研究」

分担研究者 菊池馨実 早稲田大学法学学術院

研究要旨

本研究は、筆者の「自律」を軸に据えた社会保障法理論の観点からみた生活保護制度改革の在り方を、「自律」と「自立」の概念整理を行った上で、「自立」ないし「自立支援」の観点を中心に検討する。その際、筆者の見解は、2004年「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」の方向性と大きく異なるものではないとしつつも、なお幾つかの検討課題を指摘し、さらに生活保護制度改革全般にかかわる今後の検討事項につき提示する。

A. 研究目的

本研究は、格差と社会保障のあり方に関する研究のうち、生活保護制度に焦点をあて、そのあるべき方向性につき規範的観点から検討することを目的とする。

B. 研究方法

筆者が従来から展開してきた規範的議論、すなわち憲法 13 条を社会保障の究極的な規範的根拠とする法理論の見地から、現行生活保護制度や、2004 年「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」（以下、在り方委員会報告書）を検討し、今後生活保護制度のあるべき方向性を明らかにするための準備作業とする。

（倫理面への配慮）

本研究にあたって、倫理面への配慮は特段必要ない。

C. 研究結果

在り方委員会報告書では、生活保護を単なる経済的給付と捉えるのではなく、「自立支援」を実施するための制度と捉える点などにおいて基本的にその方向性を支持することができるものの、そこにはなお、幾つか留意すべき点ないし検討を要する点がある。

D. 考察

在り方委員会報告書では、「自立・就労支援」と併記されているが、そこでの（経済的）自立支援と就労支援の関係をどう整理するかで、施策のあり方が変わってくる可能性がある。

日常生活自立支援や社会生活自立支援の視点は、自立の社会的側面（社会的自立）に焦点を当てたものと評価できるが、個人

の生き方に対するパターンリスティックな国家的・社会的介入につながらないよう留意する必要がある。

憲法 13 条と併せて憲法 25 条などを背景とした「実質的機会平等」の理念の発現としての規範的要請として、精神的自立能力の不十分・欠如に対するサポートシステムの整備が不可欠であるが、この点については言及されておらず、制度的に欠落しているといつて過言ではない。

#### E. 結論

D の諸点に加えて、社会参加のための費用の保障、高齢者に対する保護のあり方、住宅給付のあり方、長期失業者への就労支援のあり方などにつき、引き続き検討を行う必要がある。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

「社会福祉の公共性とサービス供給体制の再編」週刊社会保障2447号54-59頁

(2007年)

「社会保険被保険者資格取得届で義務の懈怠と損害賠償請求」労働法律旬報1656号30-37頁(2007年)

「社会保障法における人間像」法律時報80巻1号69-74頁(2008年)

「社会福祉の再編と公共性——社会福祉法人と社会福祉事業のあり方をめぐって」法社会学68号108-119頁(2008年)

##### 2. 学会発表

日本法社会学会学術大会(2007年5月)  
(於・新潟大学)

「社会福祉の再編と公共性——社会福祉法人制度の存在意義をめぐって」(報告)

日米法学会(2007年9月)(於・神戸大学)

「高齢者法にみるアメリカの社会保障・総論」(報告)

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）  
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「自治体の生活保護行政をめぐる現状と課題」

分担研究者 沼尾波子 日本大学経済学部

研究要旨

公務員定数削減や民間委託の推進、三位一体改革を通じた移転財源の縮小を通じて、地方自治体の行財政運営は厳しい状況に置かれている。他方で被保護世帯数の増加や、自立支援プログラムの推進など、生活保護行政をめぐる自治体の業務は拡大している。本稿では、保護行政をめぐる自治体のおかれた状況について、人件費やケースワーカー数などのデータをもとに整理した。また普通交付税の基準財政需要額にみる財政需要の算定について概観した。

このほか自立支援プログラムの策定状況やセーフティネット補助金の交付状況、自治体へのヒヤリングを通じて、自立支援事業をめぐる行政体制の状況や財政課題についての整理を行った。以前はケースワーカーが個々に対処してきた支援内容を、類型化等を通じてプログラムとして整備することが求められているが、その内容や種類、進捗状況、セーフティネット補助金の活用状況など、自治体ごとに事情が大きく異なることが分かった。

A. 研究目的

本研究は、生活保護行政をめぐる自治体の課題について整理し、自立支援施策をめぐる国と地方の役割、ならびに権限や財源の配分について検討することを目的としている。

B. 研究方法

統計データを用いて全国自治体の公務員数や財政状況の分析を行う。また個別の自治体における決算書や報告書等の資料を収集するとともに、自治体へのヒヤリング調査を通じて、行政体制や財政状況の現状と課題について整理する。

(倫理面への配慮)

データの扱いに際しては、個人情報が出しないう、細心の注意を払うこととした。

C. 研究結果

行財政改革のなかで、2002年度以降、自治体の人件費総額は削減が進んでいるが、生活保護に関する人件費は減少しているわけではない。一方、普通交付税の基準財政需要額の算定をみると、扶助費分は必要額の保障が行われているが、人件費等の運営経費は縮小傾向にあることが分かった。

自立支援プログラムの推進については、

セーフティネット支援対策等補助金を活用して積極的な取り組みを行っている自治体もあるが、十分な実施体制を組むことができない自治体もあることがヒヤリングを通じて明らかになった。

#### D. 考察

生活保護の分野はマンパワーの確保が必要であり、また外部委託や機械化で効率化できる業務には限りがある。国基準によるCWの必置規制が廃止され、公務員の定数削減が進められているが、被保護世帯の増加に伴い、人員を増員する自治体が多い。しかしながら、普通交付税の算定では2004年度以降、人件費の算定において削減傾向となっており、実際の需要額と乖離をしている可能性がある。

自治体には、さらに就労支援をはじめとした自立支援プログラムの策定が要請されているが、セーフティネット補助金の活用により、これらの事業を実施している自治体は半数以下となっている。財源があれば積極的に事業を展開できる自治体と、新規の取り組みを実施する余裕がなく、CWが個々に実施していた支援施策をプログラム化するに留まる自治体があることが窺える。

#### E. 結論

自治体の行政改革が進むなかでも、保護課の人員配置には全庁的な基準が適用されていないことが多い。それは保護行政の性質によるものと考えられる。そうであれば、保護行政をめぐる行政体制にかかる費用負担のあり方について、自治体の創意工夫による効率化が可能か否かという議論と合わせて、その財源のあり方を議論する必要がある。

自立支援プログラムの推進状況や、行政の外部との連携等の取り組みなど、実施状況には地域格差がある。被保護者の属性の違いによるものか、行政体制や財政状況によるものかについては更なる考察が必要であり、これについては今後の課題である。

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況 なし



厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「就業形態の多様化と防貧機能強化としての  
社会保険適用拡大の研究」

分担研究者 丸山 桂 成蹊大学経済学部

研究要旨

労働市場において非正規労働者が増加するなか、生活保護に至らないための防貧機能としての社会保険整備が課題となる。本研究は、生活保護受給者の就労状況、諸外国の社会保険の適用拡大の現状、非正規労働者の適用拡大による対象者の絞り込みと、労働時間調整の意向について分析を行った。

その結果、今回の適用拡大による対象者はパート労働者の1割程度にみたないため、財政的な効果は薄いことが明らかとなった。

A. 研究目的

労働市場において非正規労働者が増加するなか、生活保護に至らないための防貧機能としての社会保険整備が課題となる。本研究は、生活保護受給者の就労状況、諸外国の社会保険の適用拡大の現状、非正規労働者の適用拡大による対象者の絞り込みと、労働時間調整の意向について分析を行った。

B. 研究方法

既存の統計調査および文献調査によって現行制度の問題点を明らかにする。また、パート・アルバイトを対象とした個票調査を用いて、適用拡大による対象者数と労働時間の調整意向について分析を行った。

（倫理面への配慮）

特になし

C. 研究結果

本研究は、生活保護受給者の就労状況を概観し、収入認定率の低下や就労率の低下、非正規化がすすむ現状から、自立支援プログラムが必ずしも生活保護費削減に直結するものではない可能性を指摘した。また、諸外国の適用拡大の状況について概観し、現在国会審議中の厚生年金の適用拡大案の様々な条件によって、実際適用されるパート労働者数とその労働時間の意向を分析した。

D. 考察

現行のパート労働者の厚生年金適用拡大案では、対象者はパート労働者全体の10%未満にまで減少することを明らかにした。また、そのうち2割の労働者が労働時間を

増加するものの、1割は労働時間を調整すると回答しており、年金の支え手を増やすという視点からの改革効果は、あまり期待できないという結果となった。

#### E. 結論

労働市場の非正規化が進む中、社会保険による防貧機能の強化は必要である。しかし、現行審議中の厚生年金適用拡大案では多くのパート労働者が適用対象外となる。より広範な労働者が対象となるように見直すべきである。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

丸山 桂 (2007) 「非正規労働者の公的年金適用問題と被用者年金の一元化問題－国際的な動向とフィンランドの改革」『成蹊大学経済学部論集』第38巻1号

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「自営業者のリスク認識と社会保障ニーズ」

分担研究者 丸山 桂 成蹊大学経済学部

主任研究者 駒村康平 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

本研究は、自営業者の社会保障ニーズと生活保護モラルハザードの存在を検証することを目的とし、独自の調査を用いて分析を行った。その結果、SOHOや自由業など比較的新しい形態の自営業者で加入率が相対的に低く、十分なリスクヘッジがなされていないことがわかった。また、生活保護モラルハザード（公的年金保険料を払わずに生活保護に依存する）可能性が見いだされ、生活保護制度の制度設計を再考すべきことが明らかになった。

A. 研究目的

本研究は、被用者とは異なる社会保険の適用状況や就業状態である、自営業者の社会保障ニーズと生活保護モラルハザードの存在を検証することを目的としている。

B. 研究方法

独自のインターネットアンケート調査より、自営業者の就業状態、リスク認識、リスクヘッジの状況、社会保障ニーズの分析を行う。

（倫理面への配慮）

とくになし

C. 研究結果

自営業者は先行研究と同様、仕事に対する満足度は相対的に高いものの、収入の不

安定や老後の生活不安を抱えている者は多い。しかし、老後の所得低下へのリスクヘッジに対する個人年金加入や生命保険加入率などを、仕事の呼称別に比較すると、SOHOや自由業など比較的新しい形態の自営業者で加入率が相対的に低く、十分なリスクヘッジがなされていないことがわかった。

D. 考察

自営業者が求める社会保険制度としては、医療保険制度と公的年金保険への支持が強いが、一方で低所得者は、高所得者に比べ、生活保護を重要視する者が多い傾向にある。公的年金の納付状況に、生活保護モラルハザードの存在が伺え、保険料納付のインセンティブを促進するような制度設計が必要

である。

#### E. 結論

生活保護モラルハザードを防ぐためには、保険料徴収機能の強化、最低保障年金の導入と生活保護制度への年金控除の導入が必要である。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし